

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 答 申

(答 申 第 1 0 9 号)

令和8年7月7日

大津市情報公開・個人情報保護審査会

答 申

第 1 審査会の結論

大津市長（以下「実施機関」という。）が行った保有個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求の経過

1 保有個人情報開示請求

令和 7 年 3 月 24 日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対して次の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の開示を求める保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

「戸籍住民課に対してした収受番号 5 号の令和 7 年 2 月 14 日付け保有個人情報開示請求書（追加資料 4 枚含む）と令和 7 年 3 月 24 日付け審査請求書（不服申立書）を理由として令和 5 年 10 月 27 日付け転居届の住民異動届受理通知」

2 実施機関の決定

令和 7 年 4 月 3 日、実施機関は、開示請求者が提出した令和 7 年 2 月 14 日付け保有個人情報開示請求書及びその追加資料（以下「本件公文書 1」という。）、並びに令和 5 年 10 月 27 日に開示請求者が逢坂支所で戸籍住民課へ渡すよう預けた住民異動届（転居届）に対する受理通知（以下「本件公文書 2」という。）と開示請求に係る保有個人情報を特定し、本件公文書 1 については開示、本件公文書 2 については不存在を理由とし不開示とする、本件処分を行った。

3 審査請求

令和 7 年 4 月 25 日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求の趣旨

- 1 令和 5 年 10 月 27 日付け転居届の住民異動届受理通知（本件公文書 2）は存在し、開示できるものである。

第 4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 令和 5 年 10 月 27 日付け転居届の住民異動届受理通知は、開示できる。
- 2 戸籍住民課に受理されたから行政手続法（平成 5 年法律第 88 号。以下「行手法」という。）第 2 条第 7 号届出義務を果たした（行手法第 37 条）。
- 3 開示（行手法第 2 条第 3 号申請）は、その住民異動届受理通知を請求した義務のない権利によるもので、諾否の応答は処分庁にあり法第 66 条第 1 項により滅失できない。通知書は存在する。

- 4 住民異動届受理通知は住民異動届の届出が送付又は代理人による場合に確認のため本人に通知をする通知書。
- 5 市の窓口封筒に転居届の住民異動届受理通知ができるとある。
- 6 転居届の住民異動届受理通知を令和5年12月25日付け大津市指令市戸第51号で不開示決定とした履歴がある。
- 7 その他、反論書等での主張もあった。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 住民異動届のうち、郵送による届け出ができることとされているものは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）第24条に規定されている転出届だけである。転居届等については郵便等の方法により提出することは認められておらず、戸籍住民課及び各支所の窓口に限って届出を行うことができる。
- 2 審査請求人が本件転居届を提出した経緯等については、逢坂支所に説明をせずに封書にて預けたものであって、戸籍住民課に確かに届いたものの、転出届を除く住民異動届については郵便等による提出は認めていないため、戸籍住民課において受理することができなかった。
- 3 実施機関から内容の確認を要する旨を審査請求人に伝えても対応がなされず、記載内容を確認するとともに本人確認を行う必要があるため、この手続を経なければ法的に受理できない旨を記載した「重要なお知らせ」と題した文書を計2回送付した。加えて、詳細の確認が必要であることを審査請求人が来庁した際に口頭でも伝えた。
- 4 本件公文書2が存在しない理由については、そもそも本件転居届を受理していないことから、住民異動届受理通知書を作成せず、通知もしていない。
- 5 「通知書の開示請求をしたが、令和7年4月17日に戸籍住民課の職員は部分開示決定を不開示決定に変更修正しなかった」との主張については、実施機関は2つの公文書を対象と解し、審査請求人は本件公文書2の開示を求めているものである。審査請求人から開示を求める文書が本件公文書2のみである旨の申し出もなかったし、公文書の特定は問題ないものであると考えている。
- 6 受理通知については、異動届の受付けをすることができても、届出人の本人確認ができた場合には送付しないものである。
- 7 その他、審査請求人の主張に対する実施機関の見解は、弁明書のとおりである。

第6 当審査会の判断理由

- 1 本件公開請求について
本件開示請求は、審査請求人が、実施機関に対して本件保有個人情報の開示を求めるものである。
- 2 本件審査請求に係る争点について
実施機関は、審査請求人が開示を求める本件公文書2については、住民異動届（転居届）をそもそも受付けしていないためかかる受理通知は不存在で不開示であるとし、一方、審査請求人

は、当該受理通知は存在し開示できる旨を主張している。

したがって、本件の争点については、本件公文書2について実施機関では保有していないとした実施機関の判断は妥当かについてであり、この点を以下検討する。

なお、審査請求人からは本件開示請求の対象の特定についての主張があり、実施機関も弁明しているところであるが、この点が審査請求人にとっての不利益になるものではないため、当審査会では特段取り上げて争点とはしないものである。

3 本件審査請求の検討

実施機関の弁明によると、住民異動届のうち郵送により届出ができることとされているものは、住基法第24条に規定される転出届であり、本件のような転居届等については郵便又は通送（市役所本庁舎と支所等出先機関の間等における郵便法（昭和22年法律第165号）第4条第2項に規定する信書等のやりとりをいう。）の方法により提出することは認められておらず、本市においては、市役所本庁舎の戸籍住民課及び各支所の窓口に限って届出を行うことができるとのことである。さらに、実施機関からの事情聴取によれば、実施機関は、本件転居届の提出の際に、実際に窓口において本人確認が必要であるところ、この本人確認ができなかったことから、届出は完了していないとの認識である。この点、本件処分との関係でいえば、このような実施機関の認識が正しいか否かはさて置き、実施機関において届出が完了しておらず受理通知（本件公文書2）は存在しないとした主張については、弁明書での主張と相違する点はなく、本件公文書2は実施機関が作成しておらず存在しないということについては、不合理な点はない。

また、本件処分の不開示理由にもあるとおり、本件公文書2については、住民異動届の受け付けをすることができたとしても、届出人の本人確認ができた場合には受理通知は行わないとのことであり、受理通知は必ず発送されるものではないとのことである。

以上から、本件公文書2を保有していないとした実施機関の判断に不合理な点はない。

4 結論

以上のとおりであるから、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和7年 5月23日	諮問書の受理
令和8年 2月24日	大津市情報公開・個人情報保護審査会条例第11条の規定に基づく委員による調査手続 実施機関の事情聴取
令和8年 3月 6日	大津市情報公開・個人情報保護審査会条例第11条の規定に基づく委員による調査手続
令和8年 5月26日	審議
令和8年 7月 7日	答申